

研究

企業別労働組合を考える

——戦後労働運動史から学ぶ

荒堀 広

はじめに

日本の労働組合は、欧米諸国には見られない企業別組合という組織形態をとっている。この企業別組合がどんな経過で生まれ、どんな特徴をもっているのか。それを解明する前に国際通念になっている労働組合とはなにかという原理的な問題を明らかにしておこう。

マルクスは「労働組合 その過去、現在、未来」という論文の中で次のように強調している。「資本は集積された社会的な力であるのに、労働者が処理できるのは、自分の労働力だけである。したがって、資本と労働のあいだの契約は、決して公正な条件にもとづいて結ばれることはありえない」

「労働者のもつ唯一の社会的力は、その人数である。しかし、人数の力は不団結によって挫かれる。労働者の不団結は、労働者自身のあいだの避けられない競争によって生みだされ、長く維持される」

「最初、労働組合は、この競争をなくすか、すくなくとも制限して、せめてたんなる奴隷よりはましな状態に労働者を引き上げるような契約条件をたたかいとろうという労働者の自然発生的な試みから生まれた」

ここには、資本主義社会は労働者の搾取のうえに成立しているという歴史的事実にもとづいて労働組合の存立の原点が示されている。労働組合は資本から独立し、労働者の利益を守るためには資本とたたかう以外にないという自覚から生まれた組織なのである。

欧米諸国の労働組合は、企業の枠を越えて、地域を基礎に個人加盟の産業別組織としてつくられている。したがって、たとえ労資協調路線をとっている組合でも資本から独立している。私が、1990年代のはじめに、労働組合運動についての調査研究のためフランス、イタリア、イギリスを訪問したときの話である。フランスで日本の研究者にお会いしたとき、次のような質問をうけたことがあった。「フランスの労働組合の運動には、なぜ資本主義的『合理化』にたいする方針がないのだろう」と。

フランスでは、ルノー工場をはじめいくつかの工場を訪問する予定だったので、「合理化」問題も調査項目にいった。フランスでは労働組合の基礎組織が地域であるため、職場で起きている「技術革新」と結びついた「合理化」攻撃にたいする対応が日常的にできない。「技術革新」が導入された結果にたいして、産別組合として取り組んでいる。法律によって10人以上の企業には労働者による選挙で選ばれた企業委員会(工場委員会)が確立されているが、これは「諮問委員会」的なもので労働組合のような機能はもっていない。近年は企業内にも支部組織をつくる方向がでているようだが、一つの企業のなかに4つのナショナルセンターが存在している複雑な状況のもとで、職場支部の活動と機能はいかにあるべきか、研究すべき問題であろう。

イギリスを訪問したとき、イギリスの金属組合の幹部が日本の企業別組合を批判して次のような話をした。「日本の多国籍企業が企業別組合をつくった。われわれは、これを『ギャング組

研究・企業別労働組合を考える——戦後労働運動史から学ぶ

合』(分裂という意味)だとして批判し、日本の企業にたいする抗議ストを計画している」。つまり、イギリスでは企業ではなく地域に、個人加盟の産業別組織があるのに、日本企業はそれを分断させるというのである。フランスとイギリスの話は、日本の企業別労働組合のもつ二つの側面を現わしていると思う。

日本の企業別組合は企業のなかに組織をつくるのだから、搾取と抑圧という階級闘争の根本領域の職場で、労働者の団結を基礎に運動をつよめるという積極面もある。しかし、資本の介入を受けやすい。戦後、企業別組合が生まれたとき、多くの組合は「従業員組合」という名称が示すように、それは企業のなかの正規労働者だけの組織で、当時、直接雇用関係があった「臨時工」や他の企業から派遣されていた「社外工」は組合から排除されていた。つまり、組合の結成段階から同じ職場で働くすべての労働者の団結が崩されていた。また、資本家団体が統一して労働組合に対応しているのにたいして、企業別組合はともすれば個別企業内の労資関係の枠内だけで問題をとらえ、企業間競争に巻き込まれたり、資本の「企業あつての労働者」という企業への隷属を強いる、企業主義宣伝の影響を受けやすい面がある。資本は利潤第一主義という資本の論理を貫くため、企業別組合のこれらの弱点を全面的に利用している。

日経連は企業別組合の特徴について、次のようにのべている。「欧米の産業別組合とことなり……労働組合幹部は自社の好不況を肌で感じ、経営者側と共通の認識をもつことができ、そのことが運命共同体意識、労使の信頼関係の基礎を形成している」「階級意識が希薄であること。……わが国企業の重役中、6人弱に一人はかつて労働組合の執行委員を経験している」(1982年「労働問題研究委員会報告」)。

しかし、あとでのべるが、戦後の労働組合運動の歴史は、企業別組合であっても経済闘争と政治闘争を結合するという階級闘争の発展法則

を追求するなら、前進、後退を繰り返しながらも運動は発展することを示している。

戦後の組合結成における3つの流れ

1945年8月15日、日本軍国主義は無条件降伏した。日本政府が受諾した「ポツダム宣言」は次のように強調している。

「我らは、無責任なる軍国主義が世界より駆逐せらるるに至るまでは、平和、安全および正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるをもって、日本国国民を欺瞞しこれをして世界征服の拳に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力および勢力は、永久に除去せられざるべからず」(第6項)

「我らは、日本人を民族として奴隷化せんとしまたは国民として滅亡せしめんとする意図を有するものにあらざるも、我らの俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人にたいしては厳重なる処罰加えらるべし。日本国政府は、日本国国民の間における民主主義的傾向の復活強化にたいする一切の障礙を除去すべし。言論、宗教および思想の自由ならびに基本的人権の尊重は、確立せらるべし」(第10項)

占領軍当局の日本民主化政策は、寄生地主制度の撤廃を目的とする農地改革、財閥の解体、軍隊の解散、戦争犯罪人の処罰、治安維持法などの弾圧法の廃止などとともに、労働組合運動の奨励、労働保護法等をはじめとする社会立法を促進した。

戦後、日本の労働者は嵐のような勢いで労働組合を組織した。敗戦後、わずか10カ月で、組合数1万1575、組合員数374万8952人、1947年末には組合数2万8013、組合員数626万8432人にのぼった。組織率は48.6%となった。これを戦前最高の7.9%に比較すれば、いかに驚異的な速度で発展したかが理解できるであろう。

組織化には3つの流れがあった。

1つは、戦前、日本帝国主義の侵略戦争を「聖戦」だといって美化し、これに協力する労資一

体の「産業報国会」を組織した西尾末広や松岡駒吉らが、「産業報国会」を労資協調の労働組合に衣替えする組織化である。彼らは組合の組織化にあたって、まず訪問したのは三井、安田、三菱、住友など資本家代表であった。彼らは共産党幹部、活動家がまだ獄中にある間に、戦後の労働組合の組織化の主導権を掌握しようとし、10月10日には「全国労働組合結成中央準備会」を発足させ、中央・地方の組織化にのりだした。それは企業ごとに組織されていた「産業報国会」組織の利用であり、彼らが考えた組織形態は資本の意図する企業別の「従業員組合」であった。

日本政府は共産党の幹部や活動家を釈放しようとはせず、占領軍の指示で10月の中旬から下旬になってやっと釈放した。釈放された共産党の幹部・活動家はただちに労働組合の組織化に取り組み、この運動と結びつけて、共産党の再建を準備したのである。

大阪で最初に生まれた労働組合は企業別組合としての大阪交通労働組合であったが、これも「事業（産業）報国会」の幹部が中心であった。松下電器の守口工場では、工場長が組合長であったりした。全国ほとんどの地域で最初に生まれた労働組合は「産業報国会」幹部によるものが少なくなかったといえる。しかし、個々の企業別組合レベルでみると、「産業報国会」幹部の思惑どおりにはならなかった組合もかなりあった。たとえば、さきにのべた大阪交通労働組合は、その結成大会に西尾末広が来賓で参加したが、会場から「戦争犯罪人は帰れ」というヤジがとんだ。なによりも重要なのは大会宣言である。宣言は、戦前労働組合を弾圧で解散させた問題、侵略戦争に協力させるため「産業報国会」を労働者に押しつけた問題などを厳しく批判している。西尾らがつくった「全国労働組合中央準備会」が侵略戦争批判を一言も述べていないことと対比的である（「大阪交通労働組合史」）。

もう1つの流れは、下から、つまり職場から労働者を結集しての組織化である。これは、戦後の

飢餓状態からの脱却という切実な要求と侵略戦争の責任を追及するという平和要求と結合した大衆的運動であった。いくつかの例を上げてみる。

新聞各社では、読売新聞を先頭に、軍部の暴政に屈して、戦争を鼓吹し、真実の報道をまげて戦禍を拡大させた戦時下の新聞経営者の戦争責任を追及し、賃金引き上げをはじめ極端な身分差別の廃止などの民主化要求を全面に掲げて他の産業にさきがけて立ちあがった。医療労働者の中では日赤中央病院が、給食部門の職員20人の解雇に反対し、越年資金の支給、病院の軍国主義制度の一掃など平和の要求と結びつけて、医療労働組合結成のトップを切った。

教師たちは複雑であった。その生活は一般国民と等しく苦しかったが、なによりも大きな苦悩は、つい昨日まで子どもたちにこの戦争は「聖戦」であり「大東亜共栄圏建設」のためだと教えてきたことであった。それだけに敗戦の打撃は大きく、悔恨のあまり教壇を去っていくなど、教育にたいする自信を失う状況に追い込まれた。これが敗戦直後の多くの教師たちの姿であった。しかし、日に日にたかまる労働組合結成によるたたかいに勇気づけられ、教師も自らの生活と権利の防衛と「再びこの誤りをくりかえしてはならない」という決意をかためて、立ちあがりはじめた。そして深刻な反省と共通の生活要求、民主主義的教育の強い願いにもとづいて、東京を中心に全国各地で組合結成の運動がはじまった。全日本教員組合結成趣意書は「満州事変以来十数年間誤った指導者達によって引き起こされた戦争は惨憺たる結末をつげた……この根本的原因を深く反省し、追及することなくしては、かくのごとき不幸を再びくりかえすことから私達を護ることは出来ないであろう」と訴えている。

この教員組合結成の原点は、1950年、占領政策の変化によって日本を再び再軍備の道に足を踏みいれさせた時、その力を発揮し、教師は「教え子をふたたび戦場に送らない」とかたい決意を表明した。

研究・企業別労働組合を考える——戦後労働運動史から学ぶ

3つめの流れは、まえの2つの流れが企業別組合という組織形態であったのにならして、これは欧米諸国と同じように個人加盟の産業別組合として組織された。

海員組合がそれである。海員組合の基礎組織は企業別ではなく、東京、横浜、大阪、神戸といったように地域別組織になっている。組合結成時には全国26の地域に組織されていた。つまり企業の枠をこえて同じ産業の労働者が地域的に団結する、ここが企業別組合と根本的に違う点である。そして産業別団体交渉権を確立し、団体協約の締結を勝ち取っている。海員組合の創立宣言は次のように強調している。

「敗戦を契機として盲目の服従を強いる古き指導者観念、独善的官僚支配は根絶さるべきであり、勤労者の自主的結束と自立ある行動こそ、新日本建設の基礎たることを我らは主張する」

「今や、混迷の底より自由と秩序をもとむる全勤労者階級の声は、熾烈なものがある。それは上から与えられたる自由、命令されたる秩序でなくして、自からの組織と力によるものである。即ち労働組合の復活と再建への要望である」

「労働の資本への隷属は、もはや過去の観念であり、強権支配と資本家の搾取は真の民主主義の敵である」

大会では「不戦の誓い」を新たにしたが、他の労働組合にみられない確信に満ちた宣言といえる。

日本機器労働組合も個人加盟の産業別組合として結成（410分会17万人）され、金属労働者の大産業別組合をめざした。産別会議の解散、総評の結成、総評と同盟との合併による連合誕生という経過のなかで、現在、日本機器労働組合の伝統をうけついでいるのは、JMIUであろう。未組織の非正規労働者、とりわけもっとも劣悪な条件に苦しんでいる派遣労働者の組織化に取り組んで成果をあげ、日本の労働運動の中で先進的役割を果たしている。

しかし、戦後わが国の労働組合は、個人加盟

の産業別組織はきわめて少数で、圧倒的多数は企業別組織を基礎とする産業別組織であった。その要因はいったいどこにあったのか、そこから学ぶべきことはなにかの解明は、今日の企業別組合の階級的・民主的強化にとって大切な課題だといえる。多くの労働運動研究者がこの問題にふれているが、私は自分の経験をふまえてこの問題に接近してみたい。

戦後企業別組織として結成された要因

戦後、労働組合が企業別組織として結成された要因の第一は、敗戦下における労働者、国民の極端な生活破壊が基礎にあるということである。国民は飢餓状態であった。

1954年の工業生産は、戦前（1934年）の1～2割の水準で、米の収穫高も1905年（明治38年）以来の最低で国民の所用量の半分であった。7500万石必要なのに3916万石しかなかった。政府は、占領軍の食料援助がなければ1000万人が餓死するだろうと発表した。占領軍の食糧援助は牛の飼育料であるトウモロコシの粉末だった。

一方、政府は独占資本救済のためにはきわめて迅速な態度であたり、戦時中の各種軍事補償、軍需品代金の支払いのために莫大な支出をおこなった。この結果、敗戦当日の日本銀行券発行高は286億円だったのが、その年末には554億円と、わずか4カ月たらずのあいだに2倍もの発行高をしめすという通貨の膨張、物価の高騰を招くインフレ政策をとったのである。

すさまじいインフレのなかで、実質賃金は戦前の13.1%まで低下し、インフレーションの激化、資本の生産サボタージュなどによる大量解雇と軍隊の解体、復員などによって失業者は、1000万人にのぼった。小売物価指数は東京で8.6倍（46年）、ヤミ物価は白米の場合、東京では公定価格の77倍にたつた。配給は少ないのに、賃金は安く、ヤミ食料を買うこともできない。労働者はみな毎日腹をすかして仕事をしていた。成人1人1日当たりの栄養必要量の標準は2,160

カロリーだが、実際の配給量は1,437カロリー（厚生省調査）しかなかった。

これらの耐え難い苦痛と困難は無謀な戦争を始めたことが原因であり、その戦争が正義なき侵略戦争であったことを広範な労働者は理解し始めていた。労働者は、戦争は愛する者を殺し、生活を破壊し自由を奪うものであることを身をもって体験した。それが侵略戦争であったか、どうかを超越して、国民は二度と戦争はいやだという心からの叫びをあげた。そして、この悲惨で残虐な戦争が2000万人を超えるアジア諸国民、300万人を超える日本人の生命を奪った侵略戦争であったことを知った多くの国民は、たんに戦争はいやだという感情から、2度と他国民と日本国民の生命を奪ってはならないという、平和への強い意識に発展していった。

しかし、労働組合運動の経験をもたない多くの労働者は、どうしてこの苦痛と困難を打開できるのか、その方途を知るよしもなかった。こうした労働者が、生きるために必要な要求を実現する力が労働組合にあることを自覚したとき、それは爆発的なエネルギーの結集となるものである。それが企業別組合という企業内労働者の全員組織化の形態となった。私の経験でもはじめは1人1人説得して組合への結集を訴えていたが、全国的な企業内労働者の全員参加の動きの影響のなかで企業内労働者の全員結集の方向に向かった。あとでのべるが、それは当局の介入ぬきには考えられない問題であった。

第二の要因は、戦前の個人加盟の職種別や産業別組織の経験をもった組合活動家が少なく、戦後の情勢、つまり労働者の爆発的なエネルギーや当局の企業別組合化の介入など戦後の状況に全面的に対応できなかったことである。それは、労働者1人1人が結集の目標となる地域組織、全国組織がなかったことに端的にあらわれている。欧米諸国では、「組合をつくろう」ではなく「組合に入ろう」が労働者のスローガンであった。

戦後、労働組合の組織化の先頭に立った戦前

の活動家の苦労は、筆舌に尽くせぬものがあった。組織化のためのオルグ活動は泊まる場所がない、食べ物がない、金もない、人間的つながりもない、こうしたなかでの活動であった。私も戦前の活動家の指導と援助で組合の組織化に取り組んだ1人であった。

第三の要因は、第一、第二の要因とも関連して、資本の側からの介入である。占領軍が日本の民主化の一環として労働組合の組織化を奨励しているとき、経営者は戦前のように弾圧することはできない。だとすれば、彼らにとって将来も考えて、できるだけ労働者を支配しやすい方法として、大衆的な組織化の運動を正規労働者だけを対象にした「従業員組合」＝「企業別組合」結成の方向へ積極的に介入することになった。

「産業報国会」の労働組合への衣替えはその介入の典型である。また、たとえば当時の運輸省は終戦後の従業員対策として、労働組合法の議会通過とも睨みあわせ本省庶務課長と各地指導課長を集めて、次のような労働組合組織の当局案を示した。「管理部を中心として、職能別の労働組合連合体をつくる。これには管理部のものと、鉄道委員と現場の有識者（長・主任）と協議して機関区関係組合とか駅関係組合とかをつくる。管理部組合連合を局内に集めて局連合、局連合を集めて省の中央連合を組織する」

これについて立案者の一人である小野田鉄道官は次のようにのべている。「この組合組織は、たとえ世論で官製といわれても労組法の施行までに是非施行したい。この指導は勤労局、局指導課、管理部庶務課で内面指導でやっていく、そして国鉄の労働組合は日本最右翼の組合とならなければならぬ」

この当局の介入で生まれた組合と大衆運動で生まれた組合が全国的に統一するとき「単一体」か「連合体」かで激論になり、多数決で「連合体」になった経緯がある。

また、通信院は通信局労務担当課長会議および通信局長会議で、「一局所に異種の組合を併存

研究・企業別労働組合を考える——戦後労働運動史から学ぶ

せしめざること」「部外団体よりなさるる指導を努めて排除し」「政治運動は極力これを自制すること」「罷業権の行使は極力これを回避すること」などを指示した（労働省編・資料労働運動史）。こうした資本の側からの介入は、多くのところで、おこなわれたのである。

第4の要因は、副次的に日本の労働市場の特徴とも関連していると考えられる。それはたとえば、企業城下町といわれる農村を含む地域的な労働市場である。また、日本資本主義の構造上の問題である膨大な中小零細企業に働く多数の潜在的失業者群の存在である。

戦闘的エネルギーを発揮した企業別組合とその条件

こうして生まれた企業別組合が、戦後の一時期、戦闘的エネルギーを発揮した。それには、いくつかの条件が存在した。

企業別労働組合は、インフレと食料難のもとで、賃金の3倍から5倍の値上げを要求し、30万人が結集した食料メーデー成功の先頭に立った。特筆すべきは、インフレーションによる手持ち資材の値上がりで利益を得ようとする資本が生産サボタージュをおこない、1000万におよぶ失業者を放置しているもとで、仕事と生活擁護、経営の民主化を要求して、多くの労働組合が「生産管理」闘争をおこなったことである。この闘争は、読売新聞労組から始まり、日本鋼管鶴見製鉄など製造業、医療、学校、自治体などあらゆる産業に波及した。

現在、資本や右翼的潮流の労働者支配の主要なイデオロギーは、企業別組合を利用した「企業あつての労働者」という企業への隷属を強いる企業主義であるが、当時の資本はそんな余裕はなかった。経済が崩壊したなかで資本は、戦時中の軍事保障など政府の救済資金で潤い、生産サボタージュで利益を得ようとしていた情勢であった。

産業別組合の結成にともない、職場団交権と

ともに産業別団交権・協約を要求する運動が前進した。1946年には、全日本印刷出版労働組合、全国車両産業労働組合などが、はやくも産業別労働協約を勝ち取り、これが他産業にも広がっていった。この産業別労働協約の締結は労働者を個別の企業内労資関係の枠内にとじこめる企業別組合の弱点を補う役割を果たしていた。

経営民主化に関して「経営協議会に関する」書記官長談話が出された。それは、「企業者側と労働者側は同数の委員をもって組織する」「生産計画およびこれを実行するために必要な作業計画に関係ある事柄」など9項目の内容を示している。これはドイツのそのように国の法律としてではなく、労働協約としての制度であった。

書記官長談話にもとづき、厚生大臣は中央労働委員会に経営協議会制度について諮問したが、その答申では、必ずしも委員は労使同数でなくとも良いとしていた。当時、多くの労働協約では、経営協議会制度が確立していた。談話は、おそらくナチによって廃棄されたドイツのワイマール憲法を参考にしたものだと考えられる。ワイマール憲法は労働基本権を基本的人権と規定し、労働者の「共同決定権」を規定していた。

戦後直後の労働組合のたたかいは、国民の飢餓状態が無謀な侵略戦争の敗北が原因であることを実感をもって理解し、切実な経済要求とファシズム・軍国主義の残存勢力の一扫など経営の民主化、平和日本を願う要求とを結合したたたかいであった。これは企業別労働組合、産業別労働組合を問わず共通していた。つまり、企業の労使関係の枠にはまらない政治的要求との結合であり、日本の特徴としての階級闘争の発展法則に沿った運動であったといえよう。

最も重要な問題は、労資協調主義の立場に立つ組合より、資本とのたたかいの立場に立つ組合、階級的な組合のほうが多数であったことである。

それは1946年8月に二つの労働組合中央組織が結成されたが、総同盟は約85万人、産別会議

は約163万人であった。ナショナルセンターに加盟していないたたかう組合をいれると企業別組合の圧倒的多数が資本とのたたかいに結集している。

労働運動の高揚にたいする、占領軍の弾圧と右翼的組合の育成

1946年夏から労働運動は新しい段階にはいった。国鉄の第1次7万5000人、第2次5万2000人の首切り、海員の4万人の首切り攻撃にたいするストライキ闘争の勝利、生活給理論と実態調査によって賃金要求を決める「電算型賃金体系」と呼ばれる電産の賃金闘争の勝利など労働組合のたたかいは前進をつづけた。1946年12月から、国鉄、全通を含む官公労働者を軸に生活危機突破の要求を中心とした2・1ゼネストが準備された。

この労働者の高まりの中で、産別との統一行動に反対していた総同盟も共闘への参加を拒否できなくなり、共産党、社会党、産別会議、総同盟などによる「倒閣実行委員会」もつくられ、1947年1月には日本のほとんどすべての全国組合が参加する「全国労働組合共同闘争委員会」が結成された。賃上げ、首切り反対をはじめとする経済要求を中心に、それをばばむ吉田内閣打倒をかかげた全国政治ゼネストの準備がすすめられたのである。

日本の労働運動の高揚を恐れたアメリカ占領軍は、強権をもってストライキを中止させた。この弾圧以来、全国労働組合連絡協議会を解散させ、公務員のストライキ権の剥奪、産別会議にたいする激しい分裂攻撃、職場の共産黨員や支持者のレッドパージ、共産党幹部の公職からの追放など、まさに凶暴な弾圧政策をとった。

その一方で、占領軍は1950年に総評という新しい反共・労資協調の労働組合全国中央組織を結成した。

この弾圧に呼応して日経連は「経営権の確立、非組合員の範囲の明確化、職場秩序の保持、職

階制の制定、賃金形態の整備・合理化、能率賃金の原則の確立、職務分析、人事考課制度の整備、標準作業量の設定」などを打ち出した。そして、戦後初期に勝ち取った労働協約を一方的に破棄し、無協約状態をつくり出したうえで資本の意図する労働協約を締結させた。たとえば、労資同数委員による「経営協議会」にかわり、資本の経営政策に協力させる「労使協議会」の設置、格付け・昇給の基準が年齢という客観的なものから、「学歴・年齢・経験・勤続などによる総合決定」という曖昧な基準に、個人別査定による格付け・昇進・昇格は、資本の自由裁量の介入を許すものになった。

さらに、日経連は「職場闘争とその対策」を打ち出し、職場闘争にたいして強い対決姿勢をとり、「交渉の対応関係と交渉事項の明確化」をあげ、職場における職制の決定権限を経営上部に引き上げることによって、職場団交の形骸化や交渉権の否認を使用者側の基本的態度とするよう指示したのである。その結果、職場団交権がつぎつぎに奪われ、職場における労働運動が必然的に弱まっていった。

政府も1949年、労働組合法と労働関係調整法を改悪した。労働組合の「自主性」「民主性」確保を口実にして、組合自治にたいして、法律でその内容に干渉し、それ（「自主性」「民主性」）を具備していないと判断した組合には、不当労働行為の救済申し立てを受け付けず、労働協約の自動延長を否定し、使用者に不都合な協約条項の廃棄を容易にする、不当労働行為を犯罪として刑罰の対象としないことなどであった。1953年には、炭坑、電気産業へのスト規制法を制定した。

これらの民主主義的権利の蹂躪は、これまで企業別組合の弱点=企業への隷属をいっている企業主義を受け入れやすい条件をカバーする要素を取り払う結果となった。この事実が、企業別組合を論じる場合、企業別労働組合という組織形態だけでなく、労働組合の民主主義的権利の間

研究・企業別労働組合を考える——戦後労働運動史から学ぶ

題についても切り放して考えてはいけないということを示している。

対米従属下の日本の労働運動の特質

(1)対米従属下の日本の運動の特徴として、企業の労資関係の枠にはまらない平和と真の独立の要求がたえず生み出されてくる。これは発達している他の資本主義国の運動には見られない特質である。そして同時に、企業主義支配を中心とする日本の右翼的潮流の避けがたい矛盾でもある。

すでにのべてきたように、アメリカは階級的労働運動を弾圧し、一方で1950年に反共労資協調の全国中央組織の総評をつくった。その総評が「鶏からアヒル」に変化した。

1951年に締結されたサンフランシスコ平和条約と日米安保条約は、沖縄の占領支配を継続するとともに、日本本土においても、占領下につくった米軍基地を存続させた。これは日本をアメリカの世界戦略の前線基地という役割を担わせるものであった。日米安保条約は1960年に改定されたが、それは、日本の従属的な地位を改善するどころか、基地貸与条約という性格にくわえ、有事のさいに米軍と共同してたたかう日米共同作戦条項や日米経済協力の条項などを新しい柱として盛り込み、日本をアメリカの戦争にまきこむ対米従属的な軍事同盟条約に改悪・強化したものであった。

安保反対闘争は、共産党、社会党、総評をはじめ多くの民主団体が共同してたたかった歴史的闘争であった。この闘争でかつて、アメリカ占領軍によってつくられた総評は数次にわたる全国的ストライキをおこない、日本の平和と真の独立を願う国民を励ましたのである。

これに驚いたアメリカはいわゆる「ケネディー・ライシャワー」路線といわれる介入工作をおこない、総評を安保支持の立場に右転落させたのである。このことは、政党だけでなく、労働組合も右傾化するかしないかの指標は、企

業内の労資関係の問題ではなく、国の政治的中心問題、安保条約にたいする態度であることをしめしている。

右転落した総評はいろいろな経過をたどるが、最終的には同盟と合併し、現在の右翼的潮流である連合をつくったのである。しかし、安保反対闘争が示したのは、アメリカが反共労資協調の労働組合として結成した総評がご主人のアメリカに真っ向から立ち向かう安保反対闘争の重要な一翼を担ったという歴史的事実である。ここには、対米従属から生まれる日本国民の平和と真の独立を願う要求は誰も消しさることは出来ないということが示されている。それは、現在の「憲法9条を守れ」の運動、沖縄を先頭とする米軍基地撤去の運動にもあらわれている。安保を容認した組合でも米軍基地撤去の要求まで取り下げてはいない。

(2)1947年5月新憲法が施行された。「9条」は次のように規定している。

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」

新憲法は平和を願う日本国民の心となり、戦後60年、多くの一般新聞の世論調査でも「9条を守る」は一貫して国民の多数派であった。

草の根の「9条の会」が結成され、その活動が発展している主要因の一つに戦前の戦争体験者が重い心を開いて、自らの戦争体験を語る運動がある。侵略戦争の残虐さと非人間的な軍隊、食べるものもなく飢えに苦しみ、基本的人権も抑圧されていた戦争下の日本の実態。体験者の話は戦争を知らない世代に衝撃を与え、この日本を再び「戦争する国」にさせてはならないという決意と世論を広げる力となっている。それは「戦争する国」への道を歩む勢力にたい

する真実からの反撃となっている。マスコミ「9条の会」は、「9条が改悪されれば、言論・出版の自由も奪われる。戦前、国民の目を閉ざし、戦争遂行の役割を果たしたメディアの責任は重い」との自覚にたって職場、地域から運動をおこなっている。

戦後、国民の平和の願いの先頭にたったのは労働組合であった。日本の労働者が戦後最初のメーデスローガンに「戦犯の徹底的追及」を掲げたように、労働組合は飢餓状態からの生活の改善と二度と戦争をさせないという平和の要求で燃えるようなエネルギーを発揮したのである。

国際労働組合運動が平和擁護運動を労働組合運動の主要な任務に位置づけたのは、第二次世界大戦後であった。第二次世界大戦では、ファシズムと軍国主義の日独伊三国同盟が反ファシズム連合国によって世界的に敗退した。ファシズムとたたかうヨーロッパの国々の労働組合やアメリカの労働組合は自国の政策を支持し、ともにたたかった。こうした戦争の性格は、戦後の国際労働運動の任務として、これまでの民主主義擁護の課題に加えて、新たに平和擁護を主たる任務にした。労働組合の任務は、客観情勢の変化とたたかいの経験に対応して発展していくものであるが、この点で日本の労働組合運動の発展方向も世界の運動の流れにそったものであった。

憲法改悪の背景には日米軍事同盟がある。1946年5月に新憲法が施行された翌年、すなわち1947年5月、アメリカ陸軍長官ロイヤーが国防長官宛に、日本の再軍備のためには憲法改正が必要だという「覚え書き」を提出した。それは、「まず警察力の形で軍隊に準ずる組織をつくり、それを育てていくことをやりながら、将来、憲法を改正して本格的に軍隊をもたせるための準備やっけていく」としている。この方針が、それ以後の日本における憲法改悪の一貫した原動力となったのである。06年6月29日の日米首脳会談で「世界の中の日米同盟」を確認し「21世紀の

地球的規模の協力のための新しい日米同盟」が宣言された。そして、日米が世界における共通の戦略目標を持ち、米軍と自衛隊の軍事一体化をはかり、基地体制の抜本的強化がすすめられている。「9条」改正はまさにアメリカの侵略的軍事体制に日本を協力させるために企てられているものである。

労働組合内の憲法改正論者が共通して主張しているのは、「他国によって国家主権が侵害された場合には、自衛権を発動し、武力をもって阻止する気構えを主権国家としてしめす」ことが必要であるというものである。この議論は、今日の憲法改正の本質をはぐらかしている。すでにのべてきたように今日の憲法改正はアメリカの世界戦略に日本を組み入れるためにアメリカの主導で改正の策動がはじまったのである。

アメリカと日本の改憲勢力がすすめる道は、世界の流れに逆行していることは明らかである。今日の世界は大きな構造的変化をもたらしている。もはやどんな超大国でも1国で世界を支配することは不可能になっている。戦後植民地体制が崩壊し、新たに独立を勝ち取った国々は国連憲章にもとづく世界の平和秩序を築く重要な担い手となっている。アメリカを中心とする軍事体制の多くは、解体、機能不全、弱体化におちいり、それにかかわって仮想敵国をもたない平和の地域共同体がひろがっている。

米ソ対決の構図が崩壊したことが、世界の平和秩序・平和のルールを求める諸国民の運動の新しい発展の条件をつくっている。これらの世界の構造変化は、アメリカのイラク侵略戦争にたいして、地球的規模でわきおこった空前の平和の波となってあらわれた。改憲勢力は依然として世界はアメリカ中心に動いていると錯覚し、新しい世界の姿に目を閉ざしているのである。

ところで重視すべきは、日本の労働戦線で「9条を守れ」という勢力が多数派を形成する可能性をもっていることである。これは日本の労働組合運動の前進にとってきわめて注目すべき動

研究・企業別労働組合を考える——戦後労働運動史から学ぶ

向である。全労連とその加盟単産、さらに全建総連、全港湾、航空連をはじめ中立系単産は「9条を守れ」の運動を積極的に展開している。

連合はどうなっているか。連合は当初憲法改正の立場にたっていたが、内部単産の意見対立で現在は態度を「凍結」せざるをえなくなっている。各単産の動向をみると「9条を守れ」と要求する単産、改正に危機感を表明する組合が旧総評系の日教組、自治労、私鉄などの単産を中心に海員組合などをふくめてかなり多くの勢力となっている。したがって全体としてみると、労働戦線での憲法改正反対の組合が多数派を形成する現実的可能性を示しているといえる。ここには、かつて安保反対という全国民的要求の先頭にたった労働者の平和を願うたたかいの歴史と伝統が生きていること示している。

もし、憲法改正反対の立場にたつすべての労働者、労働組合の共同行動が職場、地域から前進し、全国的共同として発展するなら平和を願う広範な国民を励まし、さらに右翼的潮流を孤立させるであろう。それをなしうる「要」ともいえる活動は、全労連系、中立系、連合系を問わず、あらゆる職場、地域に網の目のように大衆的な「9条の会」を組織することであろう。そのことは日本の政治闘争の貴重な経験が示している。安保反対闘争、沖縄返還要求闘争など国政の中心的政治課題にもとづく闘争の場合、職場、地域に「安保反対実行委員会」「沖縄返還要求実行委員会」などが草の根に無数に組織され、これが組合と協力し運動を前進させたのである。「闘いながら学び、学びながら闘う」というスローガンが示すように、政治課題のたたかいを前進させるうえで、その政治課題のたたかいの本質を理解するための労働者への援助は不可欠の課題である。実際、学校や自治体、損保などで職場「9条の会」が第一組合、第二組合、非組合員を問わず、すべての労働者を対象に活動し、憲法擁護の運動を発展させていることは教訓的である。

ここには、資本が企業別組合を利用してつくってきた協調主義的労資関係では解決できない、日本の右翼的潮流にとってのもっとも大きな矛盾がある。

労働者の切実な諸要求にも背を向ける右翼的潮流の矛盾

右翼的潮流は国民の平和と真の独立の要求に背を向けていると同時に、労働者の切実な諸要求にも背を向けている。いうまでもなく資本主義の基本的矛盾は、生産の社会性と私的所有である。この矛盾は必然的に過剰生産恐慌を引き起こす。アメリカ発の金融危機からはじまった過剰生産恐慌は日本ではL字型といわれるように長引いている。それはルールなき資本主義といわれる構造上の問題と関連している。大企業はこの不況を切り抜けるため、無慈悲な資本の論理で、賃金の切り下げ、首切りをはじめ労働者への過酷な犠牲転嫁をおしつけている。

年収200万円以下の「働く貧困」層の労働者にしめる割合は32.3%にもおよんでいる。しかもこれらの労働者の大半は、非正規労働者で組合に組織されておらず、情け容赦のない首切りに直面している。失業者は増大している。不十分な政府統計によっても、5.0%（10年3月）になっている。右翼的潮流はこの深刻な状態に事実上協力している。

しかし、不況の長期化と資本の無慈悲な労働者への犠牲転嫁は、右翼的潮流の労働者にたいする影響力を増大させる方向にではなく、逆に弱める方向に作用せざるを得ない。こうした状況下では、資本から独立していない労働組合の反労働的な姿を日に日に労働者のまえにさらすことになる。なぜならば、大企業に労働者の魂を売った右翼的潮流は、大企業の倍加された蓄積要求の結果としての深刻化する労働者の状態悪化、そこから生まれる労働者大衆の死活の要求にたいして、ますます背をむけるか、ごまかしの手段をくりかえすほかはないからである。

こうして、エンゲルのいう、いわゆる運動の「土台」と「出発点」が強められるのに反して、運動の統一を疎外する分裂主義的要因の社会的影響力は弱められるほかない。

したがって、相手側がどんなに系統的な攻撃をかけてこようと、我々がかならず職場に根を下ろせるし、最後には労働者の多数を結集できる法則的な根拠がある。

マルクスは「労働組合 その過去、現在、未来」のなかで次のようにのべている。

「みずから全労働者階級の戦士、代表者をもって自認し、そうしたものとして行動している労働組合は、非組合員を組合に参加させることを怠ることはできない。労働組合は、異常に不利な環境のために無力化されている農業労働者のような、賃金のもっとも低い業種の労働者の利益を細心にはからなければならない」

マルクスとエンゲルスは資本の蓄積過程を分析して、資本はいかに増大しても、他方では相対的過剰人口（失業者群）をつくり出すことによって労働の需給関係に影響を与え、資本主義生産のもとでは、労働力の価格がますます価値以下におし下げられると述べている。

現在、資本の利潤第一主義にもとづく犠牲転嫁の矛盾の焦点になっている約1800万人にもおよぶ「働く貧困」層の要求の実現と組織化のために、階級的労働組合と先進的労働者は大きな力を注ぐこと強く求められていると言えよう。それは全労働者の利益に直接つながる問題であり、広範な労働者階級の団結と統一という社会的力につながる問題である。

さらに重要な問題は、反共右翼幹部を職場でささえている管理監督労働者の基盤の不安定さの増大である。レーニンが資本主義が独占資本主義の段階にはいり、独占的高利潤を手に入れることができるようになると、その利潤の一部をつかって労働者を買収し、それによって労働組合運動を右傾化させ、みずからの支配体制を維持するようになると規定している。この場合、

独占資本がそれぞれの企業で買収した少数の熟練労働者を中心にした労働者上層のことを「労働貴族」とよんだ。

現在は、この労働貴族の形態に重要な変化が生じている。戦後の高蓄積とそれにとまなう急速な「技術革新」によって、それまでの古い熟練労働が解体され、それによってもって熟練労働者が「労働貴族」としての特権を喪失し、それにかわって独占資本が企業内の専制支配を維持するためにつくりだしたのが、膨大な労務管理機構である。資本は、この膨大な労務管理機構のなかでの少数の管理監督労働者によって企業内での専制支配を維持し、かつ協調主義の社会的基盤にしてきた。この管理監督労働者はかつての「労働貴族」とは異なり、技術的基礎をもたず、しかも直接的生産労働から切り離され、もっぱら資本の専制支配の手先の役割をはたしている。しかもその労務管理の実態は、思想差別、昇給・昇格差別、JALの「監視ファイル」事件がしめす労働者全体への抑圧体制など欧米諸国には見られない、きわめて非近代的なものである。しかし、経済情勢の変化によってその管理監督労働者の特権的地位をいつ失うかわからない不安定な存在になっている。これらの管理監督労働者も出向、配転、退職勧奨の対象の例外ではなくなっている。つまり労資協調主義をささえてきた柱が独占資本主義の深刻な経済的困難なもとで、その矛盾がいつそう厳しくなってきたのである。

また資本が不況の労働者への犠牲転嫁のため、既存の労働保護法さえ蹂躪した攻撃をくわえてきているとき、労働基準法、労働安全法などの労働保護条項を守るたたかいは、ますます重要になっている。かつて民間大経営で、資本のルール破壊を告発する「黒書」運動を全国的に展開し、職場のルールを守るたたかいを発展させたが、今日の職場の状況は正規労働者だけでなく、派遣労働者など広範な非正規労働者の人権蹂躪問題をふくめ「新黒書」運動とも言うべき、既

研究・企業別労働組合を考える——戦後労働運動史から学ぶ

存のルールを守る、いっそう大規模な運動が必要となっている。同時に、この運動と解雇規制や超過密労働の規制など労働基準法の抜本的改正という新しいルールの確立を求める対政府闘争との結合が大切になっている。

注目すべきことは、サービス残業、育児と職務の両立問題など、個別の切実な要求実現のための大衆的な行動に取り組む組織をつくって運動をすすめている経験が少なからず生まれているが、これを一般化することである。こうした活動は、右翼組合のなかでも「組合の民主制と少数派組合員の活動」として、判例で組合員の正当な組合活動として法的にも保障されている。この点で思想差別や成果主義にもとづく各種の差別支配にたいするたたかいをいっそう強め、自分の考えや意見を積極的にのべる自由の拡大は決定的に重要な課題である。職場の自由が拡大されてこそ、職場を基礎に労働者の団結をつよめ、組合の主人公は組合員であるという命題を名実ともに実現できる。こうした活動をつうじて職場団交権の回復を展望出来るであろう。

また、かつての職場と今日の職場とは大きく変化している。労働組合の組織率が18%台になったということは、圧倒的多数の労働者が未組織で、しかも非正規労働者であることを示している。どの産業でも非正規労働者の比率が高くなっている。これは正規労働者だけを対象にした企

業別組合の弱点が、資本との関係でみると、企業別組合それ自体の力の低下・弱さを意味する。したがって、非正規労働者の組織化は、その取り組みをつうじて、正規労働者の階級意識を高め、企業別組合の階級的成長に寄与するであろう。右翼的潮流は資本に隷属した労働組合であるが、労働組合という組織形態をとっている限り、労働者の要求運動の高まりに目を閉じることが出来ない矛盾をもっている。戦後初期の階級的労働組合運動の高まりのなかでの右翼的潮流の動向は、それをよく示している。

この点からも、階級的労働組合の役割と職場の活動家の圧倒的増大は不可欠の課題である。それは未組織労働者の組織化を含め労働者の要求実現の団結の力、多数の労働者を結集する「要」である。さらに労働者の要求と国民の要求との統一的追求はますます重要になってきている。かつての公害反対闘争のように、大企業の横暴にたいする国民の批判はしだいに強まってきている。大企業の社会的責任として、400兆円にもものぼる「内部留保を取り崩して雇用を守れ」「法人税率をもとへ戻して社会保障を守れ」「軍事費をけずって暮らしと福祉教育の充実」の一大国民運動の展開は、今日、国民的大義の運動として、きわめて切実な課題となっている。

(あらばり ひろし・労働総研研究員)